



## 今月同封している書類（ご案内等）

- ◇新任者の税務講座の案内
- ◇健康体力測定のご案内（第 5 ブロック）
- ◇異業種交流会の案内（第 7 ブロック）
- ◇名刺交換会、懇親会の案内（舞鶴支部）



## 法人会（本部等主催）の行事

月	日	曜	内 容
8	2	火	厚生委員会・推進連絡協議会 11:00～ 於：福岡ガーデンパレス
8	5	金	広報委員会 11:00～ 於：福岡中部法人会事務局 会議室
8	11	木	研修事業委員会 11:00～ 於：福岡中部法人会事務局 会議室
8	17	水	社会貢献委員会 11:00～ 於：福岡中部法人会事務局 会議室
8	22	月	税制委員会 11:00～ 於：福岡中部法人会事務局 会議室
8	23	火	決算事務説明会 13:30～ 於：福岡ガーデンパレス
8	29	月	組織委員会 11:00～ 於：福岡中部法人会事務局 会議室
8	30	火	新任者の税務講座 13:30～ 於：福岡ガーデンパレス
9	2	金	総務委員会 11:00～ 於：福岡中部法人会事務局 会議室
9	5	月	理 事 会 18:00～ 於：福岡ガーデンパレス

## ブロック、支部関係の主な主行事

月	日	曜	内 容
8	10	水	舞鶴支部役員会 10:00～ 於：福岡中部法人会事務局 会議室
8	19	金	舞鶴支部名刺交換会・懇親会 18:00～ 於：東芝福岡ビル 16F
8	26	金	第7ブロック異業種交流会 18:00～ 於：アサヒビール園 博多店

## 青年部会、女性部会の主な主行事

月	日	曜	内 容
8	23	火	青年部会総会 11:00～ 於：福新楼

## 〔I〕 税務カレンダー

### 8月の税務カレンダー

- 8月 1日 ●5月決算法人  
 法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税  
 確定申告期限・納期限
- 11月決算法人  
 法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税  
 中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の2月、5月、8月、11月決算法人  
 3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税  
 確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人  
 1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税  
 確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の2月、8月、11月決算法人  
 3月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人  
 1月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 固定資産税・都市計画税第2期分納期限（市町村によって期限が異なる場合があります。）
- ◎所得税の予定納税第1期分納期限
- 8月10日 ◎納期の特例適用法人を除く全法人  
 7月支払分給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税納期限  
 7月支払分報酬・料金等に係る源泉所得税納期限



- 8月31日
- 6月決算法人  
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税  
確定申告期限・納期限
  - 12月決算法人  
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税  
中間申告期限・納期限
  - 課税期間3月特例適用の3月、6月、9月、12月決算法人  
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税  
確定申告期限・納期限
  - 課税期間1月特例適用法人  
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税  
確定申告期限・納期限
  - 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の3月、9月、12月決算法人  
3月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
  - 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人  
1月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
  - ◎ 個人事業者の平成23年分消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
  - ◎ 個人の事業税第1期分納期限
  - ◎ 個人の県民税・市町村民税の第2期分納期限（市町村によって期限が異なる場合があります。）

※ ●は法人に関する税、◎は個人に関する税、○は法人と個人いずれにも関係する税です。

## [II] 知らないと損する税情報

**納税の猶予申請——災害の被害を受けた場合等申請すれば納税が猶予されます！**

税理士 衛 藤 政 憲

東日本大震災のような未曾有の災害でなくても、毎年梅雨時から秋の台風シーズンにかけて、大雨や洪水により被害を受けることがあります。このような災害の場合に、納税者の申請に基づき、国税の納税を猶予する制度が国税通則法に設けられています。

万一被災した場合には、これらの制度の適用について、所轄の税務署に是非相談してみてください。地方税についても国税と同じような制度が設けられています。

### 1 国税通則法第11条による納期限の延長

「災害その他やむを得ない理由」により、国税を納期限までに納付することができないと税務署長が認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内の期間その期限が延長されます。

今回の東日本大震災のように、納期限までに納付することができないと認められる納税者が都道府県の全部又は一部の広範囲にわたる場合には、国税庁長官が地域及び期日を指定して納期限が延長されますが、被災した納税者の範囲が狭い場合や個別的なものについては、その理由がやんだ日後相当の期間内にされた納税者の申請に基づき、税務署長が期日を指定して納期限が延長されます。

この場合の「災害その他やむを得ない理由」には、申告、納付等ができないことについて直接因果関係を有する次のような事実が該当します

- ① 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- ② 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通と絶その他の人為による異常な災害
- ③ 申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

この納期限の延長の適用を受けるためには、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を原則として災害がやんだ日から1か月以内に、所轄税務署長に提出することが必要です。

### 2 国税通則法第46条による納税の猶予

災害等による個々の納税者の事情に対応するため、前記1とは別に次のような納税猶予制度が設けられています。

(1) 納税者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により相当な損失を受けた場合にその損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税の納税の猶予

この場合の「その他これらに類する災害」には財産の損失に直接因果関係を有する次のようなものが該当します。

- ① 地すべり、噴火、干害、冷害、海流の激変その他の自然現象の異変による災害



② 火災類の爆発、ガス爆発、鉱害、交通事故、天然ガスの採取等による地盤沈下その他の人為による異常な災害

③ 病虫害、鳥獣害その他の生物による異常な災害

また、「相当な損失」は、保険金等で補てんされる金額を控除した災害による損失額が、被災納税者の全積極財産のおおむね 20% 以上の場合が該当します。

この納税の猶予の適用を受けるためには、「納税の猶予申請書」(第 46 条第 1 項の手続用のもの)に「被災証明書」を添付して、その災害がやんだ日から 2 か月以内に、所轄税務署長に提出することが必要です。猶予される期間は、納期限から 1 年以内です。

(2) 前記(1)以外の場合で、納税者が災害を受けた等の次のような理由により、その国税を一時に納付することができない場合の納税の猶予

イ 納税者がその財産につき、前記(1)の災害を受け、又は盗難にあったこと。

ロ 納税者又はその納税者と生計を一にする親族が病気にかかり又は負傷したこと。

この場合の「生計を一にする」というのは、単に同居しているということではありません。同居でも互いに独立した生活を営んでいるときには該当しません。

「親族」とは、配偶者、6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族ですが、届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者は、配偶者と同様に取り扱われます。

ハ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。

ニ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。

ホ 以上のほか、納税者に前記イ、ロ又は前記ハ、ニに類する事実があったこと。

この納税の猶予の適用を受けるためには、「納税の猶予申請書」(第 46 条第 1 項以外の手続用のもの)を所轄税務署長に提出することが必要です。

申請書の提出期限はありませんので、未納の国税があり、該当する理由があればいつでも申請することができます。ただし、(1)の場合と異なり、原則として担保の提供を必要とします。

猶予期間は、1 年以内で、納付することができるまでの最短期間です。

※ 平成 23 年 7 月 20 日現在の法令及び通達に基づいて記載しています。

## 〔Ⅲ〕 特集

### 新法による平成 23 年度税制改正事項の主なものの概要

税理士 衛 藤 政 憲

大震災と原発事故により、税制改正の審議は行われていませんでしたが、“つなぎ法”(「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」)の期限が切れる直前になって、平成 23 年度の税制改正法案(「所得税法等の一部を改正する法律案」)が修正され、別途提出された新法案(「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」)が 6 月 22 日に可決、成立し、6 月 30 日に公布、施行されました。

この結果、当初予定されていた法人税率の引下げ、所得税及び相続税の増税、納税環境の整備については、修正後別法案(「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」)にまとめられて先送りとされました。

修正後の新法による平成 23 年度税制改正事項の適用期限の延長以外の主なものの概要は、次のとおりです。

#### 1 所得税関係

(1) 年金所得者の申告手続の簡素化

その年における公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときには、その年分の所得税の確定申告書の提出は必要ないこととされました。ただし、医療費控除の適用を受ける場合には申告しなければなりませんし、住民税の申告はしなければなりません。平成 23 年分以後の所得税について適用されます。

(2) 通勤手当の非課税範囲の見直し

自転車や自動車などの交通用具使用者について交通機関を利用するとした場合に負担することとなる運賃相当額までを非課税限度額とする特例が廃止されました。

平成 24 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき通勤手当について適用されます。

(3) 生命保険契約等に基づく年金又は一時金に係る雑所得又は一時所得の計算上控除できる保険料等

居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく年金又は一時金に係る雑所得又は一時所得の計算上、控除できる事業主負担の保険料等は、その居住者の給与所得に係る総収入金額に算入された金額に限ることとされました。

平成 23 年 6 月 30 日以後支払を受けるべき年金又は一時金について適用されます。



## 2 法人税関係

- (1) 複数の完全支配関係がある大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人の中小企業者等に対する特例措置の不適用等  
グループ法人税制の見直しの一環として、複数の完全支配関係がある大法人（資本金5億円以上の法人）に発行済株式等の全部を保有されている法人については、次の措置が講じられました。
- イ 中小企業者等の軽減税率の不適用
  - ロ 特定同族会社の特別税率の適用
  - ハ 貸倒引当金の法定繰入率の不適用
  - ニ 交際費等の損金不算入制度における600万円の定額控除の不適用
  - ホ 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用
- (2) 棚卸資産の評価方法の見直し  
棚卸資産の評価方法について、切放し低価法が廃止されました。  
平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されますが、直前事業年度に切放し低価法の適用を受けていた場合の経過措置が設けられています。
- (3) 雇用促進税制の創設（青色申告個人事業者にも同様の制度が設けられています。）  
青色申告書を提出する法人で、当期及び前期において離職者がいないことにつき証明されたものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち、次の3要件の全てを満たし、一定の事業を行っている事業年度については、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとされました。ただし、その事業年度の税額の100分の10（中小企業者の場合は、100分の20）相当額が限度とされます。
- 要件 ① 基準雇用者数が5人以上（中小企業者等の場合は、2人以上）であること（証明が必要）。  
② 基準雇用割合が100分の10以上であること（証明が必要）。  
③ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。
- なお、前記の各証明は、公共職業安定所長等が交付する書類によることとなります。
- (4) 環境関連投資促進税制の創設  
青色申告法人が、平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に、太陽光発電設備や電気自動車等のエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合、その事業の用に供した事業年度において、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却をすることができることとされました。
- なお、中小企業者等については、特別償却と7%相当額の特別税額控除との選択適用ができ、特別税額控除を選択した場合には、その控除する事業年度の法人税額の20%相当額が限度とされ、控除限度超過額は、1年間繰り越すことができます。

## 3 消費税関係

- (1) 免税事業者の見直し  
その事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合に、その課税期間に係る次の特定期間における課税売上高と給与等の金額に相当するものの合計額が両方ともに1,000万円を超えるときは、その課税期間については、事業者免税点制度は適用されないこととされました。
- ① 個人事業者の前年1月1日から6月30日までの期間
  - ② 法人事業者の前事業年度開始の日以後6月の期間
  - ③ 前事業年度が7月以下等の短期事業年度である場合の法人事業者の場合には、前々事業年度開始の日以後6月（6月以下の場合には終了の日まで）の期間
- 平成25年1月1日以後に開始するその年又は事業年度について適用されます。
- (2) 課税売上割合95%以上の場合の全額仕入税額控除適用事業者の見直し  
その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者には、課税売上割合95%以上の場合の全額仕入税額控除は適用されないこととされました。  
平成24年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。

### ◎事務局からのお知らせ

6月29日に公益社団法人への移行申請手続きを行いましたのでご報告をさせていただきます。

◇ 福岡中部法人会は  
税知識の普及と納税意識の高揚、税制に関する提言を行う事業のほか、よき経営者をめざす者の団体として、地域企業と地域社会に貢献することを目的とする事業を行っています。

